

令和7年8月29日

## 令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### 1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,879	1,804	75	4.2
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,879	1,804	75	4.2

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,055	2,326	1,729	74.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	4,055	2,326	1,729	74.3

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	1,879	1,804	75
(内訳) 指定金融機関への貸付け	1,879	1,804	75

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	1,879	1,804	75
(財源) 財政投融资	1,879	1,804	75
財政融資	1,879	1,804	75
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	—	—
一般会計補助金	1	1	0
エネルギー特別会計補助金	4	4	0
貸付回収金	150	149	1
借入金償還	△150	△149	△1
その他	△5	△5	△0

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

#### 【特定事業促進円滑化業務（平成 22 年 8 月 16 日開始）】

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「低炭素投資促進法」という。）」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの（以下「特定事業」という。）を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定事業は、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である大規模かつ中長期の安定的資金を要する事業」（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【事業再編促進円滑化業務（平成 26 年 1 月 20 日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、産業競争力強化の観点から、事業再編を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業再編の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【事業適応促進円滑化業務（令和 3 年 8 月 2 日開始）】

「産業競争力強化法」により、公庫は、経済社会環境の変化に対応する DX やカーボンニュートラルといった事業適応の取組みを事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給（カーボンニュートラルの取組みに限る。）を行うことができることとされている。

これは、「事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業適応の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【開発供給等促進円滑化業務（令和 2 年 8 月 31 日開始）】

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「5G 促進法」という。）」により、公庫は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされてい

る。

これは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う事業者に対して「民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【事業基盤強化促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「造船法」により、公庫は、生産性向上の促進等による事業基盤強化の取組みを造船等事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「事業基盤強化のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業基盤強化の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【導入促進円滑化業務（令和3年8月24日開始）】

「海上運送法」により、公庫は、安全・環境性能等の一定の性能を有した高品質な船舶である特定船舶の導入を事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定船舶の導入のために必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（特定船舶の導入の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

【供給確保促進円滑化業務（令和5年1月13日開始）】

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」という。）」により、公庫は、特定重要物資等の安定供給確保のための取組みを事業者が実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

これは、「特定重要物資等の安定供給確保のための取組みに必要な資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（供給確保促進円滑化業務等実施基本指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

指定金融機関に長期の資金を供給すること等によって、指定金融機関は円滑な資金供給を行うことが可能となる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

指定金融機関には、必要な資金を供給する特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務又は供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することが求められる。これらの業務は特に政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、低炭素投資促進法、産業競争力強化法、5G 促進法、造船法、海上運送法及び経済安全保障推進法において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度については、財政投融資計画1,950億円（＝財政融資資金）に対して、実績は2億円となった。

（各業務の状況）

- ・ 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務については、新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、円安や物価高等の影響を背景に、ツーステップ・ローンの活用を希望する認定計画の策定に至らなかった。
- ・ 開発供給等促進円滑化業務については、過年度に認定した計画及び新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、円安や物価高等の影響を背景に（業界全体の傾向として）投資が後ろ倒しになったことから、過年度に認定した計画を含め、令和6年度中のツーステップ・ローンの活用には至らなかった。
- ・ 事業基盤強化促進円滑化業務については、一部は想定通りツーステップ・ローンの活用がなされたが、①許認可手続きの遅れによる投資計画の後ろ倒しや、②円安による外貨建て回収金の増加や市中金融機関による積極的な融資によりツーステップ・ローンを活用せずに投資を実行できたことから、計画額の大半について、ツーステップ・ローンを活用するには至らなかった。
- ・ 導入促進円滑化業務については、過年度に認定した計画及び新規に認定する計画に基づく資金需要を見込んでいたところ、想定していた案件については金利情勢等から活用がなされず、円安や鋼材価格上昇に伴う船価の上昇等を背景として、中小船主が新造船投資を見送るといった傾向もあり、過年度に認定した計画を含め、ツーステップ・ローンの活用には至らなかった。
- ・ 供給確保促進円滑化業務について、ツーステップ・ローンを活用する新規の認定計画は複数あったものの、令和6年度中のツーステップ・ローンの活用には至らなかった。

以上のことから、財政投融资としては1,948億円の運用残が生じた。

令和8年度については、具体的に見込まれる資金需要を勘案し、事業者への円滑な資金供給に支障をきたすことがないよう、1,879億円（全額財政融資資金）を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	2,104 億円	2,367 億円	1,948 億円
運用残率	99.4 %	100.0 %	99.9 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

#### 6. 上記以外の特記事項

該当なし。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

### ① 要求内容

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う事業者、産業競争力の強化に資する事業再編又は事業適応を行う事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う事業者、生産性向上等の取組みを行う造船等事業者、高性能・高品質な特定船舶を導入する船舶運航事業者等及び特定重要物資等の安定供給確保のための取組みを行う事業者への資金供給の円滑化を図るものである。

### ② 記載箇所

- ・ 地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。【事業再編促進円滑化業務】  
(経済財政運営と改革の基本方針2025)
- ・ 2050年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「GX2040ビジョン」、「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を踏まえ、分野別投資戦略に基づき、官民協調による10年間で150兆円超のGX関連投資を推進する。【事業適応促進円滑化業務】  
(経済財政運営と改革の基本方針2025)
- ・ 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化する。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤(Beyond 5G)、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。【開発供給等促進円滑化業務】  
(経済財政運営と改革の基本方針2025)
- ・ 日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、GX経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の育成・確保等に取り組む。【事業基盤強化促進円滑化業務・導入促進円滑化業務】  
(経済財政運営と改革の基本方針2025)
- ・ 国際的な通信、海底ケーブル、海運等のサービスに不可欠な物資やそれらに付

随する不可欠な役務の確保に対応するほか、我が国の戦略的自律性を確実なものとするため、重要物資の安定供給確保の実効性を高める方策を検討する。【供給確保促進円滑化業務】  
(経済財政運営と改革の基本方針 2025)

## 6 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### 1. 決算についての総合的な評価

#### ○損益計算書の状況

指定金融機関への貸付実績は160百万円となった。資金運用収益（貸出金利息）は80百万円となり、政府補給金収入等を加え経常収益は359百万円となった。

一方で、資金調達費用（借入金利息）は80百万円となり、営業経費等を加え経常費用は396百万円となった。

この結果、経常損失及び当期純損失は37百万円となった。

#### ○貸借対照表の状況

指定金融機関に対する貸出金67,088百万円が資産の大部分を占め、相応の資金を借入金により調達した。純資産は、当期純損失37百万円の計上により、209百万円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産	67,409	百万円
○ 負債	67,200	百万円
○ 純資産	209	百万円

#### (2) 費用・収益の状況

○ 費用	396	百万円
○ 収益	359	百万円